

5 陳情第 43 号

5 陳 情 第 4 3 号	国会法の改正を求める意見書の提出に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託
陳 情 者	山梨県中央市————— —————
<p>(要 旨)</p> <p>国会法を改正し、インターネットを利用して請願を提出できるよう、規定を整備することを求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>現在、国会に請願を行うには、文書で行うこととされている。</p> <p>しかしながら、今日においては、インターネットが発達し、オンラインで要望を述べることが可能な官公署が増えている。</p> <p>国会においても、インターネットを利用して、請願が行えるようにすることは、国会のデジタル化に資するとともに、憲法第16条で保障された請願権の拡充になる。</p> <p>よって、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）を改正し、インターネットを利用して請願を提出できるよう、規定を整備することを求める意見書を提出するよう求める。</p>	